中部横断自動車道（長坂～八千穂間）道路事業範囲に係る地区説明会会議録

（大泉会場）

１　会議名

中部横断自動車道（長坂～八千穂間）道路事業範囲に係る地区説明会

（大泉会場）

２　開催日時

令和 6 年 9 月 14 日（土）午後 7 時 30 分～午後 9 時 42 分

３　開催場所

大泉総合会館　大ホール（2F）

４　参加者等（敬称略）

参加者　44 名

説明者等

［国土交通省甲府河川国道事務所］

横山保全対策官、花輪係長

［山梨県］

高速道路推進課　　佐藤課長補佐、山口課長補佐、石部副主幹

都市計画課　　上野企画監、直井課長補佐、大関副主幹

［北杜市］

齊藤建設部長、向井道路河川課長

５　説明内容

○ 説明会の趣旨について

１　事業の概要について

２　ルートについて

３　道路構造について

４　手続きの流れについて

５　用地補償について

６　その他

６　会議内容等

【注意事項・説明者の紹介】　北杜市

説明会に入る前に注意事項の説明をさせていただきます。

受付時にお配りしました本日の次第の下段にも記載してありますので、併せてご覧ください。

１　会場内における注意事項を場内に掲示してありますのでご確認ください。

２　今回の開催趣旨に合わないご意見の場合には対応できない場合もございます。

３　同じ方へ発言が集中しないよう対応させていただく場合がございます。

４　円滑な進行のため、司会者へのご協力をお願いいたします。

５　説明会の撮影・録音・発信等、個人情報の観点から、個人が特定されるような行為については、禁止させていただきます。

また、主催者が本説明会の記録のため、録音や状況写真を撮影いたしますが、ご了承ください。

続きまして、本日の説明者の紹介をさせていただきます。

まずは北杜市からであります。

北杜市建設部長の齊藤乙巳士でございます。よろしくお願いいたします。

北杜市建設部道路河川課長の向井克昌です。よろしくお願いいたします。

次に山梨県からお願いします。

はい、皆さんこんばんは。山梨県高速道路推進課の佐藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

皆さんこんばんは。山梨県都市計画課の上野と申します。よろしくお願いします。

次に、甲府河川国道事務所からであります。

こんばんは。甲府河川国道事務所、横山です。よろしくお願いします。

では、次第に沿って説明会を進めさせていただきます。進行は北杜市で行います。

○【説明会の趣旨について】北杜市

改めましてこんばんは。本日地区説明会を開催したところ、このように大勢の方にお集まりいただきまして、誠に感謝申し上げます。
また、区長さん、班長さんには、地区回覧等にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の説明会の進行を担当いたします北杜市建設部長の齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

説明会は概ね 9 時を目途に進めさせていただきます。

それではこれより中部横断自動車道長坂八千穂区間道路事業範囲に係る地区説明会を次第により始めさせていただきます。座って説明させていただきます。

先に、説明会の趣旨についてであります。本市の姿勢について少しお話しをさせていただきます。

中部横断自動車道の静岡山梨区間の一部の南部区間が、令和 3 年 8 月に開通をしたことによりまして、他県との取引企業数や峡南地区への来訪者の数が大幅に増加するなど、地域産業や観光分野が大きく活性化をしております。

長坂八千穂区間の開通は、本市の今後の発展に大きく寄与するものと考えており、総合計画やまちづくりビジョンでも中部横断自動車道の開通を見据えたまちづくりに取り組むことも示しております。

これまでの住民説明会や説明コーナーについても、少しお話しをさせてください。

山梨県では、昨年 10 月に、甲斐市、韮崎市で各 1 回ずつ、北杜市では 2 回、都市計画原案の住民説明会を開催しております。延べ 900 人の方が、参加をしております。市内では 790 人というところでございました。

また、本年の 1 月に高根町、大泉町で説明コーナーというものを開設させていただ

きました。延べ 463 人の方が来場し、パネルにより情報の提供や会場に配置しました説明員による質問への対応などを行ったところでございます。

しかしながら、詳細なルートが示された以降も、不安を抱える方々から、意見あるいは問い合わせ等を多数いただいているところでございます。

今回は、不特定多数の方々を対象としました説明会は、10 月に住民説明会及び説明コーナーで実施しておりますので、今回の説明会は、現時点での道路事業範囲に関わる地区の方々に集まっていただきまして、この事業への理解を深めていただき、少しでも不安の解消につながればと思いまして、説明会を行うものであります。

前回の説明会からも期間が経過しておりますので、改めて事業の概要を説明させていただき、加えて、問い合わせの多かったルート、構造、手続き、用地の補償の流れについて、説明をするものでございます。

なお、質疑応答は、テーマごとにお伺いをしますけれど、都市計画原案に関わる説明会でございますので、原案以外の質問には対応できない場合もありますので、ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。時間も限られておりますので、円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、1 の事業の概要について、山梨県から説明をお願いをいたします。

１、【事業の概要について】山梨県

はい、それでは説明をさせていただきます。受付の時にお配りしました表紙に説明会とある A4 横の冊子で説明させていただきます。

また正面のプロジェクターには、お配りしました資料の説明しているページを表示させていただきますので、ちょっと見にくいかもしれませんけれども、お手元の資料を見ていただきながら、正面の方は目安としてご覧になっていただければと思います。

それでは表紙をおめくりいただきまして右下にページ番号が振ってあります、1 ページのところをご覧ください。まず事業の概要でございます。

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に山梨県甲斐市を経由して長野県小諸市

に至る自動車国道、高速自動車国道でございます。このうち長野県の八千穂高原 IC から佐久小諸 JCT 間は、平成 30 年 4 月まで、静岡県から山梨県区間である新清水 JCT から双葉 JCT 間は、令和 3 年 8 月までに開通しております。

（仮称）長坂 JCT から八千穂高原 IC 間の約 40 キロが唯一の未整備区間となっておりまして本日説明会の区間となっているところでございます。

続きまして 2 ページをお願いします。都市計画原案となるための確認ということで説明をさせていただきます。

中部横断自動車道は円滑な都市活動を支え、生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で、必要な施設であることから、都市計画決定するものであります。

都市計画決定に向けた素案となるルートにつきましては、事業予定者である国土交通省により検討が行われ、昨年の 7 月に山梨県にルートが送付されたところでございます。

県では示されましたルート案の送付を受けまして、山梨県総合計画や県の将来像を示しました山梨県都市計画マスタープランの上位計画との整合性、また、道路構造において、安全性、走行性が確保されたものとなっているか確認を行ったところでございます。

また、ルート案は、技術的、社会的に大きな制約となります配慮ポイント（コントロールポイントと呼びますが)、これらが極力避けられて、また、北杜市まちづくりビジョンに配慮されたルートとなっているか、こういったことを確認したところでございます。

その結果、国から示されましたルート案を都市計画決定することとし、都市計画原案として取りまとめ、昨年の 10 月に説明会を開催させていただいたところでございます。

続きまして 3 ページをお願いいたします。都市計画原案の概要につきまして説明をさせていただきます。

事業者であります国土交通省が検討したルート案から作成した都市計画原案でございます。

まず、（仮称）長坂 JCT から（仮称）高根 IC 間の範囲を示したところでございま

す。

ルート案は、国が手続きを進めてまいりました計画段階評価において決定された1kmルート帯の中で、JCTの位置を、中央自動車道長坂インターとの離隔、また、縦断勾配等を考慮いたしまして、道路設計におけます基準となる道路構造令から決めております。

ルートは、公共施設や家屋、集落、工場、史跡・文化財などコントロールポイントや北杜市まちづくりビジョンで配慮が必要とされている地域資源への影響を考慮したものとなっております。

まちづくりビジョンでは、観光拠点へアクセスしやすいICの配置や国道141号など市内幹線道路への接続への配慮が挙げられており、国道141号に接続します（仮称）高根ICが計画されているところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

（仮称）高根ICから長野県境までの区間が4ページに示させていただいてございます。こちらにおきましても、1kmルート帯の中で計画を策定させていただいております。

また、公共施設や家屋、集落、発電施設やダム、さらには、北杜市まちづくりビジョンで配慮を必要とされている地域資源への影響を考慮したものとなっております。

また観光拠点へのアクセス、また、市内の幹線道路への接続ということで、国道141号に接続しまして、丘の公園や清里駅、また、清泉寮などといった観光拠点へのアクセスしやすい位置に、（仮称）清里ICが計画されております。

また、異常気象時や冬季の気象条件、これらに考慮した道路構造で、設計が配慮されております。

以上で、事業の概要の説明を、終わらせていただきます。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。事業の概要について説明がありました。

次に、2のルートについて、甲府河川国道事務所から説明をお願いいたします。

２、【ルートについて】甲府河川国道事務所

5 ページについてご覧ください。

ルートについてですが、ルートについては、先ほど説明がありました 3 ページ、4 ページでお示ししております、1㎞ ルート帯の中で検討を行っております。

ルートについては、道路構造令の基準により検討しています。
自動車専用道路、道路区分として第 1 種 4 級、設計速度 80㎞ となります。

その場合、縦断勾配 4%以下、最小曲線半径 R400 以上、そういった基準がございます。基準の他にも走行性、安全性の観点より、曲線や平面、縦断線形の組み合わせ、運転者が危険を認知して停止するまでの視距など、そういったことに考慮しております。

次に、起点となる JCT の位置について説明します。3 ページと併せて見ていただくとわかりやすいと思います。

起点となる JCT の位置について説明しますが、中央道からの接続となりますので、南側、中央道の長坂 IC との離隔、これは分合流に必要な離隔、360m 以上の確保が必要です。

また、接続する中央道側にも、曲線や勾配などありますので、縦断勾配、中央道側の縦断勾配が 3%以下、最小曲線半径 R1,100 以上を満足する位置に接続することとしています。この接続につきましては、中央道を管理しています NEXCO の基準で検討をしております。

ルートにつきましては、道路構造、安全性、走行性の他、工場、公共施設、住宅地、集落、文化財、寺院などのコントロールポイント、それと、中部横断自動車道を見据えた「北杜市まちづくりビジョンに（道路プラン)」に示された地域資源に極力配慮しております。

その他、現地調査により、猛禽類や動植物などの希少種にも配慮し、総合的な判断によりルートを設定しております。

具体的には、図面の方と併せて見ていただきたいのですが、中央道から分岐後、ジェイテクトエレクトロニクス（工場)、ため池の北側を通りつつ、南新居地区の集落で

あったりとか、大泉浄化センター、西井出、村山西割、村山北割の集落、甲ツ原遺跡、それらを極力回避し、東に向かいます。

さらに東に向かいますと、高根 IC がございますが、高根 IC の東側には、津金発電所がございます。それらの回避、高圧線との交差に配慮しています。

国道 141 号へのアクセスに配慮した位置で高根 IC に接続しております。IC 区間のランプの分合流付近では、構造令で規定されます曲線半径ですね、R1,100 以上とする必要がありますので、西側から規定を満足する曲線に、先ほど説明しましたが、村山北割地区の集落、相川プレス工業、ポリテックスなどを極力回避して IC、そこへ接続しています。

さらに高根 IC から東につきましては、次のページをお願いします。

津金発電所を回避、高圧線との交差に配慮しつつ、ここは急峻な地形となりますので上津金から浅川にかけて、森の幼稚園であったり、海岸寺、東京電力取水所を回避しながら、ルート帯中央に迂回し、ルート延長を確保することで、縦断勾配を 4%に収めるルートとしています。

さらに後半には、清里 IC、これは国道 141 号での交差点接続を考慮し、141 号、こちらも勾配がきついところでございますので、勾配が緩い位置での接続、丘の上公園入口交差点で接続する位置に計画しています。

浅川から清里 IC、国道 141 号と並行し、東念場の牧場や別荘地、それらを極力回避し、清里南部クリーンセンター、これを回避し、清里 IC に接続します。

清里 IC から、県境に向けて、牧場、別荘地に極力配慮し線形を決めています。東念場地区の地形が高いとこもがあり、ここは切土、トンネル構造を想定しています。

ルートについては、以上となります。

【質疑応答】

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。ルートについて、説明がありました。

ここで、質疑応答に移ります。ご質問のある方は、挙手にてお願をいたします。その際には、地区のみで結構ですので、教えていただきまして、発言をお願いいたしま

す。ルートについてご質問のある方は挙手をお願いいたします。

（質問）参加者

すみません、下井出地区の （氏名） と申します。こういう説明会に何回か出させていただきました。時間が短いってことなので、端的にお答えしていただきたいのですが、ルートのことなのですが、この例えば意見を今聞いていただいて、その意見がとおるのか、どうなのか、ということを、国が例えば主体なのか、それとも県の方がある程度主体なのか、それとも今回、北杜市さんの方で、主体でやってくれているということは、地元の意見というものをある程度吸い上げていただけるのかということをわかる範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

（回答）山梨県

山梨県から都市計画の手続を説明させていただきます。

後ほどまた、4番のところで、手続きのところで詳しく説明させていただくのですが、今、原案の説明会を昨年の10月にさせていただいております。

次に公聴会という手続きを踏ませていただいて、都市計画の案を作成します。その案を作成するまでの間で、こうやって皆様からいただいたご意見、また公聴会で述べていただいた意見を参考にさせていただいて、案を作成する。そのところに反映させていただく、という形となろうかと思っております。以上です。

（回答）北杜市

市からですけれども、今まで、説明会については、10月、令和5年ですが、県で、都市計画の原案ですから、県が主体で、その後、冒頭でお話しをしましたが、説明コーナーで質問等への対応をさせていただいたところです。

今回、回覧にもありますように、ルートに携わる地区の長坂、大泉、高根を中心にしまして、この事業の範囲に関わる皆様方に、説明をさせていただき、ご意見を伺う、というようなところでございます。

市としては、できるだけ県に対して意見を聞いていただけるよう、引き続きお願い

をしていくところでございます。

（司会）北杜市

はい、他にルートについてご質問のある方がいましたら、挙手にてお願いいたします。よろしいですか。

（質問）参加者

下井出の（氏名）です。いつも同じようなことで申し訳ないですけれども、今、説明で、地区の意見を公聴会までに吸い上げるというようなことを言ったと思うのですが、私たち、21 名のかかっている人たちが、2 回ほどルートを変えてください、もっと田畑を通るようにしてくださいと、お願いを何度もしていますけれども、県の方も、国の方も一切それは聞いてもらえなかったと思います。

それなのに、どうしてここで、意見を聞くというような希望が持たせることを言うのでしょうか。

（回答）山梨県

ルート自体は、土地利用や自然環境、また、北杜市まちづくりビジョン、こういった要素を考慮した結果、現在のルートで都市計画原案として進めたいと考えております。

我々、先ほど、ご意見を頂戴して、それを都市計画の案へ反映させるということは、ルートの原案のセンターライン、ルート自体を変えるという意味ではございません。説明が足りなかったら謝ります。

あくまで、今、お示しさせてもらっている原案のルート、これに対して、意見を頂戴し、案にするのですが、センター自体は、私ども今の段階では変更する考えはございません。以上です。

（発言）参加者

じゃあ、納得する会としたらどうですか。

（発言）参加者

昨日の言ったことと違うじゃないの。

（発言）参加者

そうだよ、それじゃあ納得する会にしたらどうなの、もう決まっているから、じゃあ、これで納得してくださいという会にしたらどうなの、説明会なんて言わなきゃいいじゃん。

（司会）北杜市

すいません。今、ルートについての説明をさせていただき…。

他にルートについて…。

（質問）参加者

下井出の（氏名）と申します。

今までもこういう説明会に出させていただいて、私の家もちょっとかかっちゃうので、困るので、考えていただきたいな、というお話しを何回もさせていただいていて、配慮したポイントとか今日見させていただいて、今まで、私たちたぶん、話し合いしていた人たちは、これより、もうちょっと下を通るルートだとしたら、住宅地のすれすれ通ったりとか、お家（うち）かかる人が少なくていいんじゃないのとお話しをさせていただいて、そうすると皆さんは、R（アール）が何とかとか、勾配が何とかという話しをされて、何かちょっとそれは難しいみたいなことを言われたんですけれど、私からしてみると、素人目で見るので、ちょっとわからないですけれど、清里から高根ルートの方のR（アール）の方がすごくきついように見えますし、勾配もすごいように見えて、これは何か、営巣地とかも考慮して作ったと言って、えっ、という感じで何か、ん？っという、勾配がすごいとか、R（アール）がきついからこちらの方がダメだけど、高根・清里間はこれでよしとしたのが、とても納得いかなくて、こちらはこういう勾配で、こういうR（アール）があって、ＯＫで、ではなんで、長坂から高根は、わざわざ住宅地の狭いところを通して、作るようなルートにしたのかとい

うことを、ほんと納得できるように説明をしてほしいです。

（司会）北杜市

はい、ご質問ありがとうございました。

ルートのことについて、ご質問をいただきました。

（回答）甲府河川国道事務所

ルートにつきましては、まず高根の東から清里の部分、大きな曲線となっております。平面図で見ますので、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、例えば清里の場合ですと、そこにつきましては、曲線を緩く引いた場合、高低差があって、4%で勾配を引ききれないというところで、距離を稼ぐために、この勾配としております。

また、清里の部分につきましても、長野側との接続というところもあってこの設定にしております。

高根につきましては、北側を通るというのは、南側との高低差を考慮して、今、この位置でルートを検討しております。

先ほど言ったとおり、その他構造であったりとか、コントロールポイント、走行性、安全性、総合的な判断から北側のルートとしております。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に、ルートについて、ご質問のある…。

（質問）参加者

下井出です。

先ほどの北杜市の方の説明ですと、9 月、10 月にやった説明会以降、1 月に展示会、説明会やって、その次が今日だというふうなお話しをされていたのですけれども、今、お二方の説明、参加者の 2 人の説明を見ると、2 回会議をやって、その中で、ルートの変更をお願いしたというふうに今、言われていたと思うんですね、そこ

に、北杜市とか、国交省とか、山梨県とか、そこの方々は、出席されていなかったというふうには思えないですね。

その時の答えは、意見を聞いときますということで、その返事をもらってないということを今、お二方から言われていたので、そうなると司会の方が説明された「今日は3回目です。」という説明会と合わなくなるのですが、1月と3月にやった説明会というのは、誰が…。

（司会）北杜市

あの、すいません。今、ルートのことについてご質問をいただいておりますので、その他のところで、質問を受けますので…。

（質問）参加者

そうじゃない。それが一番先だっていうの…。

（発言）参加者

話し聞いてください。

（質問）参加者

司会の方と合わないんですけれど。

司会の方が言ったことと合わないんですけれど。

（司会）北杜市

ルールに従ってやっていただきたいと思います。

すみません。次に…。

ルールに従ってやってください。

次…。

（質問）参加者

なんで、そう高圧的なんですか。

（司会）北杜市

いや、高圧的ではないですよ。

（質問）参加者

おかしいですよ、こんなの。

（司会）北杜市

はい、そちらの方。

（質問）参加者

高根の（氏名）と言います。

先ほど山梨県の方が言ったことは、非常におかしいです。

昨日の長坂の説明会では、あくまでもルート原案ですから、これは原案であって、変更の可能性があると、はっきりと言いましたよね。ところが今の話しでは、そういうつもりはないという、これはどういうことなんですか。

もっと言いますと、このルートを決めるときに、国交省と、それから山梨県、現地の住民の意見を、どういうふうに、どのぐらい聞いて、これを決めたんですか。
ルートを決定する時に、住民に全く相談しないで、そちらが勝手に決めて、それでこう決めましたということで説明会をやったわけです。

それは、やっぱり問題なので、現地から色々なお話し出ているわけです。これについてきちんと答えてください。

（回答）山梨県

まず、ルートにつきましては、先ほど説明させていただきました土地利用、また自然環境や北杜市まちづくりビジョン、こういったものの要素を考慮した現在のルート

原案が、都市計画手続として望ましいと考えております。
ただし、案を作成する段階で、皆様から頂戴した意見も検討した上で、できるだけ反映しながら手続を進めていきたいと考えております。
　あと、まちづくりビジョン、こちらは、北杜市さんが策定し、あと地元の皆様方も加わったワークショップ、数々の手続を踏みまして決定されたものと認識しております。そういった方々がとりまとめしました、まちづくりビジョン、こちらは皆様方の意見が反映され、とりまとめされたというふうに認識しております。
　そういったものによって配慮されたルートであるというふうに我々認識しておりますので、直接、皆様方から意見を頂戴する形となっておりませんが、このまちづくりビジョンをとおしまして意見を頂戴したと認識しております。以上です。

（司会）北杜市
　はい、ありがとうございました。
　他に…。

（質問）参加者
　高根町の（氏名）です。
　昨日、長坂の説明会の会場にも出席いたしましたが、最終的に、その他のところで、確認をいたしました。これはあくまでも、今の段階は、都市計画原案であって、変更しうりますねということを確認いたしましたよね。
そして、参加者の元で、県も皆さん国交省も確認しましたよね。
これが決定ではないということを、確認したのではないですか。
　そして、私くしは追加して言いました、昨日、意見が出たこと、それから確認したことを、しっかりと議事録で北杜市のホームページ、県のホームページに公表してくれというふうに言いました。
そのときにした確認事項ですよ。
都市計画原案決定ではないと言ったではないですか。変更しうると言ったではないですか。

今、一連の皆さんからのご意見に対して、あたかももう決まったかのように話しているということ自体が、昨日の説明会を冒とくするものですよ。
昨日話し合われたことは何なんですか。

（回答）山梨県
説明させていただきます。
原案は確定したと、先ほどの私の説明がとられてしまって大変申し訳ありません。後ほど、4番の手続きの中で、詳しく説明させていただきますが…。

（発言多数）参加者
決定したと言ったぞ。

（回答）山梨県
原案は、原案から案に作成させていただくところで、変更の可能性はございます。あくまでも今、原案から案に変わるところで、皆様方のご意見を頂戴し、変わる可能性はございます。その説明を昨日させていただいたつもりでございます。
あくまでも原案がそのまま案になるわけではございません。あくまでも皆様方のご意見を頂戴し、後ほど説明しますが、公聴会等を開催する中で、意見を確認しながら手続を進めるという段階でございます。以上です。

（司会）北杜市
はい、ありがとうございました。
他にルートについて。

（質問）参加者
長坂と大泉に家とお店があります（氏名）と申します。
ルートについてなのですが、昨日も話しが出ていたんですけれど、長野県側は、県と国と、地方自治体が一緒になって、実踏して、実際にルートが当初の案から変わっ

てますよね、トンネルになっていますよね。大きな変更が行われているんですね。

山梨県は、どのようなことをされたのでしょうか。皆さんのご意見を聞いて、反映されたルートになっているとおっしゃっていますけれど、さっきから、一切そのような実踏したり、地域の皆さんに話しを聞いたということは聞いたことがないですけれど、長野県側と同じようにされなかったのは、非常に不公平ではないかなと思うんですけれど、実際、長野県側は、北杜市もそうですけれど、一緒に住民の方とルートを歩いてどういうルートにしようかという話し合いをされたのでしょうか。

されてないのであれば、今現在、ここで説明されていること自体が、不当に扱われていることですし、さっき、公聴会で話しを聞くと言っていましたけれど、公聴会に住民は入れませんよね。

どこで自分たちの意見を聞いてもらえる機会をいただけるのでしょうか。非常に不当だと思っています。その辺に対して、何か弁明があればお聞かせください。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません、先ほど長野側のお話しが出ましたので、お話しさせていただきますと、計画段階評価で、長野側については、3㎞ルート帯というところで、その後、未来会議であったりとか、計画調整会議といったところで、地元の意見を聞きながら、1㎞ルート帯、ICのおおよその位置というところで、決めてきたと認識しております。

（質問）参加者

何で、山梨県ではないのですかって聞いているんです。
行われてないでしょ。ご説明ください。

（発言）参加者

長野県側は、きちんと丁寧に、当たり前にやっているんですよ。

町民や村民の意見を聞いているんです。

北杜市は、今日初めてではないですか、こういう形でやりとりするのは。

（回答）北杜市

先ほど、ご質問の方から、北杜市のご指摘がございました。

それにつきましては、市でもまちづくり計画を策定して、国、県へ示しているような状況でございます。

（質問）参加者

まったく内容が違いますよ。

（司会）北杜市

只今、ルートについて、説明をした中で、ご質問をいただいております。

先ほどの質問、ルートのことから少し外れるところがございますので、その他で設けますので、そちらでまた、発言よろしくお願いします。

その他につきまして、ルートにつきましてご意見…。

（質問）参加者

（氏名）と申します。

今、ご意見をルートについて伺いますということだったので、意見を吸い上げていただける機会かと思って、少し、皆様のご発言を伺っていたんですけれど、どうやら全くそういった意見を吸上げる機会ではなくて、ただ、まちづくり、地域づくりのためにというお話し、それはどのような理由でまちづくりになるのだろうという何もはっきりした細かい理由がなくて、ただ、ここに来た方たちへこういった説明会をやりましたという既成事実をつくるためだけなのであれば、貴重な時間ですので、ここにいる意味がありません。

なので、本当に意見を汲み上げていただいて、何故この意見が出るのか、その上で、どちらがいいのか、どういうふうにしたら、できる限りの皆さんの意見ですとか、納得がいって、理解ができる方向になるのかというお話しができない限りは、こういったただの形だけ形骸化する機会を設けていただいても意味がないので、今、吸い上げていただけるのか、ただ、用意されたものを説明しましたという時間になるの

か、どちらかはっきりとおっしゃっていただけますでしょうか。

（回答）北杜市。

はい、ご意見ありがとうございました。

原案のご意見につきましては、公聴会でお聞きするというようなことになります。

今回、原案の説明を詳しくしているということで、質疑応答で伺ってはおりますけれども、全てに対応できているものではございません。

また、意見につきましても、先ほどの方がおっしゃっていましたけれど、こういった意見が出ているんだということはホームページで公開をしていく予定でございます。

（司会）北杜市

ルートについてですね…。

…何人かの方からいただきました。また、その他で、設けますので、そちらで、質疑応答をさせていただきます。

次に、3の道路構造について、説明を行いたいと思います。

（発言）参加者

すいません、ちゃんと話しを聞いてください。

（発言）参加者

意見何で聞かないのですか。

（司会）北杜市

すいません。その他でお聞きしますので…。

（発言）参加者

その他ではないです。いいえルートに関してです。

（司会）北杜市

時間配分も、申し訳ありませんが、ございますので、その他のところでルートに関してもお聞きしますので…。

（発言）参加者

意見を聞く気がない。

（司会）北杜市

わかりました。すいません。

3 の道路構造について、甲府河川国道事務所から説明をお願いいたします。

（発言）参加者

どうしてそう言って先に進むのですか。

甲府河川が、国道事務所が何しているのですか。

（司会）北杜市

説明よろしくお願いいたします。

３、【道路構造について】甲府河川国道事務所

はい、6 ページをご覧ください。

道路構造について説明します。

（発言）参加者

意見を聞く会ではないのですね。

ただただ、形式的にやっているのではないですか。

おかしいではないですか。

（発言）参加者

ちゃんと司会をしてください。

（発言）参加者

昨日だって、切実なルートについての意見が出ているのですよ。

（司会）北杜市

あの、すいません。説明をさせていただきますので…。

（甲府河川国道事務所）

道路構造について説明させていただきます。

（発言）参加者

ルートについてです。

（甲府河川国道事務所）

時間配分等あって…。

（発言）参加者

甲府河川国道事務所は今まで何もしませんでしたよね。

（司会）北杜市

あの、すいません。その他で伺いますので、申し訳ないですけれども。

（発言）参加者

今日ぐらい意見を聞きなさいよ。

（司会）北杜市

すみません。その他で伺いますので。

道路構造について、説明をいたします。

（発言）参加者

ルートについてです。

（甲府河川国道事務所）

道路構造についての説明です。

まず、6 ページの方をご覧ください。

道路構造の考え方についてですが、盛土や切土の土工構造を基本としております。道路や河川などが連続する部分を通過する場合は、橋梁構造、道路縦断の関係より山などを除去することを想定される場合は、切土やトンネル構造ということで考えています。

道路構造は、都市計画、環境影響評価の手続きを踏まえ、事業実施段階において、詳細な測量、地質調査、詳細設計を行い、関係機関と協議の上、決定していきます。

次に 7 ページをご覧ください。道路構造について、事例を紹介します。

盛土は、道路の縦断勾配や交差する道路などで高さが決まっていきます。

盛土 1 段あたり 5m から 7m の高さで構成されます。今回、中部横断では 1 段から 3 段の盛土を想定しています。最も高い個所で 15m 程度が想定されます。

盛土は、道路土工指針、基準等がございますので、安全に設計等を行います。

また、盛土の場合は、植栽などの緑化が可能となります。

次のページをご覧ください。次に道路と道路が交差する場合の処理についての事例です。

道路には、一般的には高さの基準として建築限界が設けられています。道路が交差する場合に、交差側の道路の高さ約 5m以上の高さに設ける必要があります。

交差する場合には、橋梁やカルバートにより処理されます。

次のページをご覧ください。次に切土やトンネルについての事例です。

一般的には、道路縦断により山など削る必要がある場合、道路の上の土かぶりが小さい場合は切土、土かぶりが大きい場合はトンネル構造として考えられます。
そういったものにつきましては、土質であったり、発生した土砂の流用、そういったことをコスト的なことにも配慮して検討を行っていきます。

次に、次のページをご覧ください。橋梁についての事例です。
先ほどの交差道路とか、事例として紹介していますが、橋梁は道路と交差する部分以外に、河川との交差や、写真にありますとおり、道路や河川が並行している場合など、そういった場合に、連続した橋梁など検討します。また、急峻な谷などをまたぐ場合なども、連続した橋梁が考えられます。

冒頭でお話ししましたが、道路構造につきましては、都市計画や環境影響評価の手続きを踏まえ、事業実施段階において必要な調査を行い、関係機関と協議し決めていく、ということになります。

構造については、以上となります。

【質疑応答】

（司会）北杜市

はい、ありがとうございます。3の道路構造について説明を行いました。

この道路構造について、質疑応答に移ります。ご質問のある方は、挙手にてお願いいたします。

（質問）参加者

4車線になっているのですけれど、上り下りで4車線になっているのですけれど、実際には片道1車線で、上り、下りで2車線の整備になるのですよね。

あと道幅が一応20.5mということでおおかた全部書いてあるのですけれど、もし2車線になった場合の幅と、盛土の時に、5mの場合と7mの場合は、高さは書いてあるのですけれど、盛土の横の幅、そこが書いてないので、そこを教えていただきたいのですが。

実際に工事される内容で説明していただいた方がいいかなと思うんですけども、4

車線になっている、その辺の説明をお願いいたします。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません、構造については、事例としてお話しをさせていただいております。
4車か2車につきましては、計画した時点では、4車線で計画されています。

すいません、盛土の幅につきましては、2段の盛土、2段の盛土につきましては、だいたい幅80mぐらいを想定しております。
約15mの高さの盛土の場合に、幅80mというところです。

すいません。4車線の幅は、7ページの図でお示しめししている、高さ約15mの場合、そうした場合の下幅については、80mというところです。

（質問）参加者

低い盛土の方はどのぐらいなのですか。

（回答）甲府河川国道事務所

低い盛土の…35mから約40mといったところとなっております。

（発言）参加者

ごめんなさい、もう一回ちょっと整理して教えてもらっていいですか。いろいろ言っていてよくわからない。

（回答）甲府河川国道事務所

すいません。まず、低い方の盛土につきましては、高さが約7mの場合、そういった場合につきましては、35mからだいたい40mぐらいというところで想定しております。

図で示しめしております、4車線、高さ約15mの場合、横幅が80mぐらいというところで想定しております。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

（質問）参加者

2車線の場合、どうなるのですか。

（甲府河川国道事務所）

すいません。2車線の場合については、今、現計画4車線で計画していますので、2車線の場合は、現在のところ想定しておりません。

（司会）北杜市

他に、構造について、ご質問のある方、ありましたら、挙手…。

（質問）参加者

（氏名）ですけれども、下井出の人たちから見て、富士山の方向に、盛土ががーんとできるんですよ。想像してみてください。みんな反対するに決まっているではないですか。生活が一変します。

私は、そういう意味では、下井出を通る高速道路のルートは反対です。

ついでに言っておきますと、新ルートが報告されたのが、約10年以上前なんですよ。

その時の説明会で、最短13年でできますという説明があったのですが、もう13年たって、今の状態なんです。

その１つの原因は、そこにおられる皆さんのへまだったんです。調査不足だったんです。そのことを今日頭に入れておいてください。

（司会）北杜市

はい、わかりました。ご意見として伺っておきます。

他に構造について…。

（質問）参加者

具体的に、3 ページ、4 ページにこの図が出ていますよね、配慮ポイントや道路構造の方針についても書いてありますが、どこの地域がどうなるというふうな具体的なご説明をしていただけませんか。

雲をつかむような抽象的な説明では、今日の説明会の説明にはなりませんよ。

昨日の説明会でも、高根町の上の原行政区の方から切実な声が出ております。

上の野原行政区の 25 戸集落が、それから 10 世帯、それから富士山が見えるビューポイントだったのに、それが全く見えなくなるような状態だと、それで 10 世帯以上が、目の前に盛土 10m を超える高さのものができる、考えてみてくれ、というふうな切実な意見が出ましたよね。

さっきのルートの時も無視をされて、そして、次に慌てて構造の話ししているんですよ。甲府河川国道事務所（職員氏名）さんからは、現地に基づく具体的な説明がないではないですか。みんな心配しているんですよ。直撃する人たちや、影響を受ける人たちが今日来ているんですよ。

どこの地域が、どういう構造になって、どういう影響を受けるかということを、具体的に説明してください。

甲府河川国道事務所ですよね、国交省ですよね、説明責任ありますよ。

山梨県も説明責任ありますよ。

（回答）甲府河川国道事務所

構造につきましては、事業実施段階において、必要な調査、測量などを実施した上で、決めていきますが、今、3 ページ、4 ページでお示しする中で、緑色、赤い線、これが今の道路幅を示しております。今回原案として示されている赤い部分です。

そのわきの緑色となっている部分が盛り土構造になります。

その他、例えば高根インターのところになりますが、見づらいですが、茶色、道路のわきに茶色で着色した部分があると思いますが、これについては切土構造という見方になります。

あと、4 ページですね、4 ページを見ていただきますと、色がちょっと見にくいかも

しれないですが、道路の部分で紫色の線となっている部分、これについては、トンネル構造ということになっております。

赤い線で示した部分については、橋梁構造というようなところを現状参考としてお示しさせていただいているというところとなります。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に…。

（質問）参加者

参考ではなくて、具体的にその地域の盛土の高さがどうなるとか、そういうこともわかっているんでしょ。昨日の意見でも切実でしたよ。目の前に 10m 以上の盛土が出来るって、考えてみてくれと言うふうにおっしゃっていましたよね。

どうして具体的に説明ができないのですか。

だって、ここまで示しているんでしょ。責任がありますよ。みんなこれを見て色々なことを心配しているんですよ。

どうして具体的なことを説明できないの。

（回答）山梨県（図面をスクリーンに表示して説明）

県から説明させていただきます。

今、前に示させていただいております昨年の 10 月に皆様方に配布させていただきました原案の説明資料、こちらの中に、このようにそれぞれ盛土がどのぐらいの高さになるかといったような、この図面から直接読み取るのはなかなか難しいと思いますが、先ほど国交省から緑色の部分は盛土という形の説明がありましたが、それが何段になるかということはこの図から読み取れる形となっております。こちらの図面を、今日説明会の資料としては用いてなかったことは、申し訳ございません。

こちら、原案ではこういった図面をお示しさせてもらっているというところでございます。

（質問）参加者

何ｍになるのかという専門家の話しを聞きたいわけですよ。

そこに並んでいる人は、技術屋さんで、専門家なのでしょ。

（回答）甲府河川国道事務所（図面をスクリーンに表示して説明）

図面の方でお話しさせていただきましたが、1段あたり5ｍから7ｍ、そういったところになります。

今日資料として、すいません、添付されてないのですが、盛土1段あたり…、ここは道路幅になります。この幅です。ここから外側については、今、黒い線で示されております。ここからここまでが1段になります。

2段となる場合につきましては、例えば、道路と並行方向に線が入っております。1段、2段と。という見方をしていただければと思います。

（質問）参加者

だから高さがなに…

（発言）参加者

1段、2段って何ですか。

（回答）甲府河川国道事務所（図面をスクリーンに表示して説明）

2段になる場合につきましては、先ほどの7ページをご覧ください。

私が言いました1段というのが、盛土が低い場合、これが1段の盛土になっています。2段につきましては、図面で…、すいません、このことを1段と言っております。

ここに小段がありますので、1段、2段というところ説明、すいません説明がちょっと不足しておりました。

道路構造につきましては、今、手続中というところで都市計画、環境影響評価の手続きを踏まえ、事業実施段階に向けて、詳細な測量、当然地質調査等も行っていきま

すので、そういったことを踏まえて、あと関係機関と協議の上、決定していきたいということで考えております。

（司会）北杜市
はい、ありがとうございました。
道路構造について説明で…。

（質問）参加者
よくわからないですけど、現在より変わるのですね。変わることがあるってことですね。

（回答）甲府河川国道事務所
今、必要な調査を、先ほど言った測量であったりとか地質調査、そういったものもやっておりませんので、そういった必要な調査を行った上で、詳細設計を行うことになります。

（質問）参加者
順番が違っているような気がしますよね。

（司会）北杜市
はい、ありがとうございました。
他に、道路構造について、よろしいでしょうか。
それでは、次に、4の手続きの流れについて、説明を山梨県からお願いたします。

４、【手続きの流れ】山梨県

それでは11ページをお願いいたします。括弧4の手続きの流れと書いてあるページ

でございます。
こちらの方、青く上の段に、「環境影響評価の手続き」と書いております。
下の方にオレンジ色で「都市計画決定の手続き」と書いてあります。
まず最初に、上の段、「環境影響評価の手続き」について、説明させていただきます。
　この手続きにおきましては、まず一番左に書いてある「計画段階評価」、これは一番右にあります「事業着手」の前に行います事業評価でございます。
これを「計画段階評価」と言っておりまして、これを実施しております。
　その次に、環境影響評価の手続きに入るのですが、こちら今、「配慮書」と書いてあります。
　あと、「対応方針の決定」、これは1㎞幅のルート帯、これが、平成27年、2015年ですが、その時点で決定しております。
　次に、環境影響評価としまして、どのような項目や方法で調査・予測・評価を行うのか計画を示しました「方法書」の手続きを、令和元年、2019年に行っているところでございます。
　その後、令和2年、2020年から、この真ん中にあります「調査・予測・評価」の一つですが、現地調査を行っているところでございます。
　今後、「予測・評価」の検討結果、また、考え方を取りまとめました「準備書」、この上と下の段、それぞれ赤く囲ってあるのですが、これが今後の手続きでございます。
今後、「準備書」、そして「準備書」に対します知事意見や住民の方々からのご意見を頂戴し、その内容を検討し、必要に応じて、「準備書」の内容を見直しました「評価書」の手続きに進めてまいりたいというふうに考えております。
　次に、下の段、「都市計画決定の手続き」について、説明させていただきます。
　こちらの手続きにおきましては、昨年の7月、一番左に書いてあります、「ルートの送付」、こちら国からルートの送付を受けまして、「都市計画原案の作成」を行い、昨年の10月に、皆様方に説明会をさせていただきましたところでございます。
　その次に赤く囲ってあります「公聴会」から右側なのですが、これが今後の手続きでございます。

「公聴会」を開催いたしまして、地域の皆様のご意見をお聞きした上で、都市計画の案を作成いたします。

これを作成しまして、縦覧を行い、その案につきまして、改めてご意見を頂戴いたしまして、都市計画審議会の審議を経て、都市計画決定、その手続きに進めてまいりたいと考えております。

なお、この「環境影響評価の手続き」と「都市計画決定の手続き」は、並行して行う手続きでございます。

こちら、上の方に赤く囲ってあります「準備書」と書いてありますが、この手続きと、下の方にあります「都市計画案の作成・縦覧」、こちらにおきましては、同時に行う必要となっております。

この「準備書」というのは、ルート案が環境に配慮しているのか、また、現地調査を行って、その調査結果をどのように反映しているのか、こういったことを「準備書」においてお示しさせていただくこととなっております。

一方、「都市計画案」に関しましては、「都市計画原案」から「案」にするための手続きとして「公聴会」を開催させていただきまして、皆様方の意見を述べていただきたいと思っております。

なお、先ほど話しがありましたが、「公聴会」というのは、傍聴が可能となっております。意見を述べていただく方、傍聴をしていただく方、それぞれ対応ができるような会場の準備、用意するような形となろうかと考えております。

こういった「公聴会」におきましては、住民の参加、皆様方のお声を頂く手続きとして、「公聴会」が位置付けられているところでございます。

このような「公聴会」の手続きから、都市計画原案から案に作らせていただきまして、「案」と「準備書」を平行して、後に皆様方にお示しさせていただきたいと思っております。

この手続きを進めさせていただきまして、環境影響評価並びに都市計画決定の手続きが完了した後に、一番右側にございます「事業着手」、こちらにおきましては、詳細な測量や調査、設計などに着手し、工事に向けた作業を行うという位置付けが、この「事業着手」という形でございます。

以上、手続きの流れを説明させていただきました。

【質疑応答】

（司会）北杜市

はい、手続きの流れについての説明がありました。

この手続きの流れについて、質疑応答を行いたいと思います。

質問のある方は挙手にてお願をいたします。

（質問）参加者

下井出の（氏名）です。

公聴会について、もっと詳しく教えていただきたいのですが、公聴会に意見を言える人というのは、誰でも意見言えるでしょうか。もうちょっと詳しく色々説明していただきたいと思います。

（司会）北杜市

はい、公聴会についてですね。

（回答）山梨県

説明させていただきます。

公聴会の前、意見を述べていただく手続きをしていただきます。

意見書と申しまして、公聴会で述べたい内容を書いていただきます。

その書いていただいたものを、公聴会と言う場で、意見を述べていただくということでございます。

その公聴会は、道路に関係する方々ということで、何々地区に限定することはございません。

あくまでも、この道路に関わる関係する方々という形となりますので、この道路に、例えば「接する」とか、「何ｍ以内」とそういった制限はかけない形となります。

以上です。

（質問）参加者

人数制限はないのですか。

（回答）山梨県

人数制限もございません。

ただ、頂いた意見を我々中身を確認させていただきまして、例えばＡさん、Ｂさんが同じような意見であれば、例えば、Ａさんに代表して喋っていただくとか、そういったことは、可能性としてはあるのですが、頂いたご意見を、見させていただきまして、少しでも違う要素があれば、ご意見を述べていただく形となるかと思います。

（司会）北杜市

はい、そちらの方。

（質問）参加者

下井出の（氏名）です。この公聴会で、前もって意見を出してくださいと言われましたけれども、この意見というのは、例えば、これ気に入らないから公聴会では出さないとか、そういったことは間違ってもないですよね。

（回答）山梨県

頂いた意見が、まずは、都市計画に関わる内容で、ご意見を頂戴したいと思っております。ただ、それが、例えばルートに関わる中身であれば、我々の方は、ご意見を頂戴し、その中身を確認させていただきまして、できるだけ意見を述べていただきたいと考えおります。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に、手続きの流れについて…。

（質問）参加者

いま、色々説明出ているんですけれど、非常に県の説明も不確かなところがありまして、公聴会について説明を求められているのに、後ろの方のところを向いたりして、すぐに説明できないような状態になっている。

今日の説明会はどういう場なのだろうということを思っています。

それで、昨日もお話しをしたんですけれども、この一連の手続きの中で、長野側と山梨県側に著しく公平性を欠くような対応があったということを私たちは調査をいたしました。

長野県側のホームページを確認をしました。山梨県側のホームページも確認調査しております。

長野県側は 2010 年の計画段階評価の施行以降に、長坂八千穂間に関する第 1 回の検討会として、どの村民や町民も参加できる、意見を言える場が、5 回開催されております。

一方北杜市は、ようやくこの会を開催することになったんですよね。それも、この会で、色々な、切実な、さっきの住民の方からもご意見が出ましたが、切実な意見が出ているんだけれど、どういうふうに反映されるのかということが不明確なんですね。まず、それが 1 点気にかかっております。

それで長野側は、そういう意味では、村民、町民が、だれもが参加できるような会が 5 回開かれている。その後、中部横断道未来会議として、南牧村、川上村、小海町等々で、それから南佐久地域で、それも観光協会や商工会、住民団体が参加して色々な意見を言える場が実施されています。

そして、驚くべきことに、これ当たり前の話しなんですよね、長野県側は、この住民、村民や町民からの意見をきれいに取りまとめて、そして、行政が、長野県と長野国道事務所、地元の地方自治体、村、町が集まる計画調整会議というものを 3 回もやっているのですよ。

山梨県側はこれを一切やってないですよ。

やったことは、中部横断道活用検討委員会等々というもので、これは市民が全て参加できるような機会ではありませんでした。

これもう一度活用検討委員会の委員の募集要項を確認してみました。
そこでも私たちの意見は、平らに、平等に、反映される機会を保障されなかったんですよ。

しかしながら、長野県は、しっかりと今日みたいな会議を繰り返し行っているんですね。それで意見を反映して、最終的に、南牧村は、別の案だったんですよ、高架ですが、トンネルにしたんですよ。

南牧村の長年の開拓の、農民の人たちの開拓の歴史を、行政は無視しなかったわけですよ。村民の人たちの意見を受け入れて、ぎりぎりで都市計画原案の前に、村民や町民の人たちの意見を受け入れたんですね。

そのプロセスが、山梨県側には、北杜市側にはないんですよ。
だから私たちは、これから公平性を欠くような、差別的な対応をされたということを、これ問題にしていきたいと思います。

その結果、配慮ポイントも適正に行われなかったから、大泉下井出の人たちのような地域が出来ちゃったんですね、さらに、昨日のお話しでもありましたが、高根町の地域で、配慮ポイントがね、考慮されないで、盛土や目の前に壁が直撃するような事態が起きているのですよ。
これほんとに…。

（司会）北杜市

ポイントをまとめて…お願いします。

（質問）参加者

手続き上の問題です。

このことについて、昨日もこれについて、説明できなかったでしょ。

今日、説明してください。

説明してください。

（司会）北杜市

はい、わかりました…はい。

（回答）甲府河川国道事務所

先ほどお話しのありました長野側の手続きの話しにつきましては、フローでいうところの、たしかに計画段階評価書の話しになっております。

そこにつきましては、事業予定者の方で、ルート送付前、そこで未来会議であったりとか、そういったことが行われたと認識しております。

山梨側につきましては、計画段階評価において、地元説明会などを開催して対応したというところであります。

（質問）参加者

それでは、説明になりません。

（司会）北杜市

はい、他に手続きについて、ご質問のある方がありましたらお願いいたします。

（質問）参加者

高根の（氏名）です。

この一連の手続きについて、私は、この手続き自体に重大な瑕疵があることを指摘したいと思います。

重大な瑕疵というのは、こういう公共事業を進めるときに、対象となる住民、色々な方たちとか、別荘所有者、全部含めた方々が対象となるはずなのですけれども、この中部横断道の計画の決め方においては、残念ながら、結局地元の住民票を置いている人たちだけしか、対象にしてこなかったんです。

これが事実です。

北杜市の人口は45,000人ですね、だいたい22,000戸ぐらいの戸数があるんですけども、ここに関しては方法書ですとか、都市計画原案の説明会で、配達地域指定とい

う形で、全戸にお知らせを配布したことは承知しております。しかしながら、それ以外の住居に関しては、一切、何も対策を取ってこなかった。これもまた事実です。

具体的に言いますと、例えばですね、長坂町には、住宅の他、別荘が 2,040 あります。これは令和 2 年度です。大泉には、別荘が 4,061 あります。それから高根町には、別荘が 3,381、対象地域だけで 9,000 ぐらいの戸数があるはずです。北杜市全体では、14,000 戸別荘があるはずです。

こういうふうに、実際別荘を持っていたり、一時的に所持をしているとか、様々な形で関わっている人たち、それは当然財産に関わるような話しを、その人たちを全く無視して進めてきたということが、この計画の一番の問題です。

だからそういった点で、こういうふうな対象にも何も知らせないで、勝手に進めてると、一部の人間だけを相手にして、勝手に進めているような計画については、これやっぱりやり直さなければダメですよ。

最低、公共事業だったら、やる対象に全部知らせなければ、これ公共事業ではないですよ。

一部の人だけに知らせて、それで進めていくというのが現状で、こういうふうなことを今後続けていったら大変なことに…。

（司会）北杜市

はい、わかりました。

（回答）山梨県

県の方から説明いたします。

先ほど、お話しいただいたとおり、私ども地域指定郵便をさせていただいて、できるだけ多くの方にお知らせさせていただいております。

また、他のお知らせさせていただく方法とすれば、インターネットを見る環境になければ、大変厳しいのは承知の上なのですが、県のホームページ、こちらで手続きにおけます資料を見ていただけるような形を取らせていただいております。

もちろん、冒頭来、ご質問の方々がご指摘いただいている住民票がある方々には、

北杜市さんの広報等を通じてお知らせさせていただいているのですが、そういった地域指定郵便で届かない方々に対しては、大変申し訳ないですが、ホームページ等をお知らせする手段とさせていただいているところとしております。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございます。

数多くの手続きについて、ご質問をいただいております。

多くの方々からご質問をしていただいたいわけですけど、あの…

（発言）参加者

さっき質問した件については、県から説明を受けてないのですけれど…。

説明してください、説明までスルーするのですか…。

回答してないではないですか、説明してください。手続き上の問題。

行政間の計画調整会議は、県がやりましたか、山梨県は。

長野県は、節目、節目で3回やりましたよ。

ホームページでは記録がありません、山梨県では。

（回答）山梨県

先ほど、国交省さんから説明があったのですが、長野県で行われた手続きは、計画段階評価におきまして、山梨県では1㎞ルート帯、あと長野県の方は3㎞ルート帯で27年に決定しておりました。

そのうち、3㎞から1㎞に絞る過程の中で、先ほど質問なさった方々から指摘されているとおり、長野県ではそういう手続きを踏んだと認識しております。

私ども山梨県におきましては、国交省さんから説明がありました計画段階評価の中で、地域の説明会、またアンケートというような手続きを踏んでいると認識しております。以上です。

（質問）参加者

事実誤認があります。事実誤認があります。重要なこと。

山梨県側ですね、2022 年 11 月 22 日、社会資本整備審議会のことで、その後のワーキンググループで、突然私たちは 1㎞帯を示されたんですね。それで、長野側は、1㎞帯に絞られたのは、2018 年 7 月、1㎞幅ルート帯とすることを決定というこの時期なんですよ。どうして、この何年もの差があるのですか。

突然私たちは 1㎞帯を新聞報道で知って、手続き上もおかしいではないですか、その間が。それで 10 何年間何年も私たちは苦しんできたんですよ。

その挙句、都市計画原案の公表ですか、その手続き上のプロセスの問題を解決することが先決ではないですか。

どうして、都市計画原案が発表されるのを強行されるのですか。

今までの経過を振り返ることは、不都合な事実があるから黙っているわけでしょ、県も国交省も、市も。

そのことについて、説明を求めているのに、説明ができないでしょ、さっきから。

計画調整会議はやりましたか、山梨県は。

やりませんよね。ホームページ全部調べているんですよ、こちらは。

山梨県側と長野県は、対照表作ってあります、私は。ホームページ一つ一つチェックして。

この山梨県の市民や別荘所有者がどうして公平性を欠くような差別的な対応で、いきなり都市計画原案を突きつけられて、そして、その中で色々な意見を言っても、反映されないで、さっきから色々な意見が出ているのに、どんどん先に進めている、どういうことなのですか。

また山梨県は、甲府河川国道事務所とこういうふうな経過を繰り返すのですか。

それで、事業認定まで行くんですか。

もう少し丁寧にやってくださいよ。

私たちの生活がかかっているのですよ。

私たちの生活がかかっているのですよ。

もう少し真剣にやってくださいよ。

市民の安心・安全は誰が守るのですか。
県民の安心・安全は誰が守るのですか。
　今日は市議会議員の人も何人か来ているけれども、そういう議会での深刻な手続き上の公平性を欠くようなことについて、自ら調べて、指摘したことありますか、ここに事実があるんですよ、調べたんですよ、私は。
山梨県は何もしてこなかったんですよ、今。今まで。

（司会）北杜市
　県から説明がございます。

（回答）山梨県
　山梨県から説明させていただきます。
　先ほどご指摘があった1㎞のルート帯、計画段階評価の中で、対応方針を決定する前に、ABルート案、出させていただいております。
国交省さんが詳しく説明していただければいいのですが、我々も承知している中でのお話しをさせていただきます。
　この先ほどの質問の方がおっしゃっていましたが、計画段階評価、平成22年から手続きに入っております。これが学識経験者で構成されております各地方の小委員会、こちらで何度か会議をとりまとめられておりました。
　その中で、3㎞ルート帯から、現地を確認するなど、ルートを決定するにあたりまして、地域の視察、また地元の説明会といったような、そういったコミュニケーションを取って、ルートをまとめた方がいいのではないかということで、ワーキンググループが作られたところでございます。
　このワーキンググループの中で、ABルート、平成22年ごろから、そういった検討を始めまして、山梨県側におきましては、3㎞から1㎞ルート帯に絞られた、一方長野県側は、こういったワーキンググループが構成されず、そのまま計画段階評価で、3㎞ルート帯で公表された。
　一方で、山梨県におきましては、そういったワーキンググループで、グループで検

討する中で、1㎞ルート帯が取りまとめられたと認識しております。

そのような状況で、平成27年に公表されました対応方針の決定におきましては、山梨県側は1㎞ルート帯、一方長野県側は3㎞ルート帯で公表されたと認識しております。以上です。

（司会）北杜市

はい、説明が終わりました。

配慮書についての経過のことだと思います…。

（質問）参加者

北杜市の実情はどういうふうに把握されているのですか。

（司会）北杜市

他に、手続きについて、ご質問等ありましたらお願いをいたします。

（質問）参加者

すいません。先ほどから山梨県の説明を伺っていると、計画段階評価で長野県側は3㎞でそのまま進んでいたんですけれど、山梨県側は3㎞を1㎞に絞り込んだというような認識みたいなのですが、実際は違いますよね。

3㎞幅は白紙撤回されていますよね。

その辺の認識、ちょっと間違ってないですか。

間違ったまま、進めないでいただきたいですけども。

3㎞幅は白紙撤回されていますよ。

新たに1㎞が出てきているんですよ。

そんなことも知らないで事業進めているのですか。

何が都市計画道路の決定ですか。

決定権者なんかなれないじゃないですか、そんなことでは。

正しい認識で進めてくださいよ。

（回答）甲府河川国道事務所

3㎞ルート帯については、白紙撤回ということではないと認識しております。

（質問）参加者

それもおかしいですよ、国交省。

違いますよ。何を言っているのですか。

全く認識違いますよ。

もう一回勉強し直して来てもらえますか。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございます。

意見として、お伺いをさせていただきます。

（質問）参加者

すいません、さっきから人の話しを遮ってばかり…。

（司会）北杜市

いえ、そうではありません。

そういうつもりはございません。

意見としてお伺いしております。

（質問）参加者

そういうつもりではなくて、そうでしょ。

（発言）参加者

意見を聞くなんて、軽い言葉で対応しないでもらえます？。

こちらは生活がかかっているのですよ。

（質問）参加者

ていうか、行政の手続きなので、適切にやっていただかないと困るんですよ。

（司会）北杜市

意見として、伺いさせていただきます。

他に手続きについて、申し訳ございません。他に手続きについて…。

ご質問がある方がありましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

次に、5 番の用地の補償について、説明をお願いいたします。

甲府河川国道事務所で、説明をお願いいたします。

５、【用地の補償の流れについて】甲府河川国道事務所

12 ページをご覧ください。用地補償について説明します。

左側に番号を振っておりますが、まず、①事業着手というところで、これ今、手続きしているその後のお話しになります。

用地補償については、事業着手、つまり事業化後に行うことになります。

図に示しますとおり、はじめに事業計画の説明を皆様に行うこととなります。

用地補償の前には、まずは、測量や調査を行うこととなりますので、計画の概要や施工計画などを説明します。②番ですね。

③番としまして、説明後、現地状況の詳細を把握するため測量や地質などの調査を行います。そのデータを基に詳細設計を行い、設計図を作成することとなります。

それが終わりましたら④番目となりますが、設計図を基に関係者や地域の皆様に具体的な説明を行っていきます。この際に用地補償に関する考えについても説明を行います。

⑤番になりますが、事業に必要な土地の範囲を実際に現地に示すため用地幅杭を現地に打ちます。

⑥番目としまして、範囲を示し、皆様からお譲りいただく土地の面積、移転していただく建物、塀や看板などの工作物、庭木や果樹などの立木など、調査を行います。

調査が終了しましたら、お譲りいただく土地や移転していただく物件の数量などについて、調書を作成し、内容を皆様に確認していただきます。これが⑦番目となります。

⑧番目としまして、ご確認いただいた調査結果をもとに、適正で公平な補償を行うため、事業者が定めた補償基準により補償金を算定し、補償内容について、説明いたします。

その次に、補償の内容、建物移転、土地の引き渡し時期等について、ご了承いただきましたら、書面での契約となります。また、事業用地の登記簿手続きがございますので、書類の方提出をしていただきます。

その次が、契約後ということになりますが、建物、工作物、立木などを移転していただきまして、土地の方を引き渡しとなります。

⑪番目として、土地の引き渡しが完了し、補償金をお支払い、というのが、用地補償の流れとなっております。

資料の下の方に注意書きがありますが、前払いが必要な方には、そういった対応も記載させていただいております。

説明については以上となります。

【質疑応答】

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

用地の補償について、説明がありました。

この用地の補償について、質疑応答に移ります。

ご意見のある方については挙手でお願いいたします。

よろしいですか。

（質問）参加者

補償内容について、お譲りするのが嫌だと言った場合、どうなるのですか。

（回答）甲府河川国道事務所

あくまでも、補償基準ということで、内容を説明し、ご理解いただくということになると思っております。

（司会）北杜市

はい、他に、用地の補償について、ご質問のある方ありましたらお願いをいたします。よろしいですか。

（司会）北杜市

それでは、次に 6 のその他に移りたいと思います。

先ほど、ご質問が出来なかった方もおられますので、改めてその他で、ご質問を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

６、【その他】

【質疑応答】

（質問）参加者

下井出の（氏名）です。先ほどその他で発言してほしいと言われたので、再度お聞きします。

先ほど司会の方が、今日の会議は 3 回目ですということを言われたんですけれども、中部横断道について、それで 1 月と 3 月に集まりをもって、皆さんがルートを変更してほしいというような切実な意見が出たと思うんですけれど、その場に北杜市と山梨県と国土交通省と皆さん、顔ぶれはちょっと今日と違うかもしれないですけれども、出席されていたという話しも聞きました。

そうするとその場で出された意見というのは、全く吸い上げてくれなかったのか、それと、手続きの流れの中で、早めに変更があった時には、早めに変更しておかないと、どんどん難しい手続きになっていくのではないかなと素人的には考えるんですね。

そうすると、こういう場で皆さんが、意見を言って、ルートを変えてほしいと、そういった色々な意見が出てくると思うんですけれども、そういうものを早めに変えないと最後の公聴会で皆さんの意見を吸い上げますと言われたところで、全く信用できないというのが私の意見です。

意見をお聞かせください。

（回答）山梨県

山梨県から回答させていただきます。

ルートに関しましては、先ほど冒頭でも説明させていただきました、土地利用、また、自然環境、北杜市まちづくりビジョン、こういったものの要素を考慮した上で、現在のルートがまずは都市計画原案として望ましいとして考えて、手続きに入らせていただいております。

その後、先ほど、手続きでも説明させてもらった、原案から案を作成する段階におきまして、皆様方から頂戴いたしました意見を、できる限り反映しながら、手続きを進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

（質問）参加者

ちょっとわからないですけれど、1月と3月にやられた会議で、出た意見というのは、どういう扱いになっているのですか。

具体的に説明していただきたいと思います。

（回答）山梨県

1月と3月に行われた説明の場におきましては、このルートに関して、直接家（うち）がかかってしまう方々から、大変ご不安に思うというご意見を頂戴し、私ども国

交省に協力いただく中で、まずこの原案の説明をさせていただいたところでございます。

そういった中で、地元からもこういった案があるんじゃないかというような案をいくつかお聞かせいただく中で、素案を作成しました国交省で、それぞれのルートに対して、こういう状況であると説明していただき、あくまで私どもで、まず原案として取りまとめて、手続きを踏ませていただいております原案の方でお願いしたいという説明をしたところでございます。

（質問）参加者

聞いてなかったということですか。

一切聞いてないですよね。

皆さんの意見を伺いますと言いながら。

（回答）山梨県

頂いた例えばルートを変更というようなことを、すぐ、今、変えているかと言うと、それは、たしかに変えておりません。

あくまでも私どもは、原案を説明させていただいて、それを基に皆様方から公聴会などでご意見を頂戴し、案をとりまとめたいというふうに考えているところでございます。

（質問）参加者

違うよね。聞かなかったんだよ。何にも。

（司会）北杜市

はい、その他、ご質問のある方。

（質問）参加者

その他ということなので、質問ではないですけれど、意見ですけれど、今日も 7 時

半から9時までの間という短い間で、皆さん、ルートについてということを、一所懸命質問したいわけなんですね。

あまりにも1時間半、その中で、道路構造、手続き、用地補償とか、そこまでのことまでを、生活がかかっていることを、1時間半の中で説明されて納得できますかということと、もし、次回こういう説明、説明というか、意見交換会という形にしてほしいんですよ。

ルートについてということが、まず解決してから道路構造、手続きの流れ、そっちへ進んでもらいたいと思います。以上です。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

意見として、伺いました。

（質問）参加者

今の方のお話しも聞くにつれて、本当に色々な問題が山積しているなというふうに思っています。今日は、市議会議員の方も出席していますので、あえて言います。

このルート原案については、色々な様々な意見の反映を経て、変更がありうるですよね、昨日も確認しましたが。そして、それはどこで反映するのですか。ここは何のために、今日は実施されているのでしょうか。

さっきの県の説明のシナリオでは、この後公聴会やって、うんぬんかんぬんで、その先に進もうとしていますが、ここで出た意見とか、昨日も高根町から出ました深刻な、それは、どういうふうに反映していくのですか。

原案ですよね、今。意見を、意見交換するために今日開催されているのではないのですか、一方的な説明の場ではないですよね。

それに、もう一つ、ルートに関しては、昨日もほんとに確認しましたが、明確ではなかった。環境影響評価、アセスについては、国交省はもう、コンサルに依頼して、ほぼやっているんですね。

なぜ、原案の時に、環境影響評価についての反映が出来なかったのですか。それとも

反映しましたか。

それと2点目、配慮ポイントのことも、昨日指摘しました。集落、住宅地は、配慮ポイントに値するというふうに国交省も示していますし、国交省の案をそのまま検討しないで、踏襲した県だって、配慮ポイントについて知っているでしょ。

配慮ポイントが適正ではないから、大泉下井出のようなことが起きて、そして高根町の事案だって起きちゃっているのですよ。あそこは配慮ポイントの場所でしょ。

大泉もそうですよね、それに対して適正にやったのですか。どうしてあそこが配慮ポイントにならなかったのですか。どうしてですか、説明できますか。

環境アセスの反映は、どのようにしたのですか、原案に。

原案が出る前に環境影響評価について、保全策について、充分に検討して、反映しなければいけないのではないですか。原案の発表といったら、住民にとってとても重要なことなのですよ。

発表されてショックを受けていますよ。そういうことですよ。

もっと真剣に、県民や、国民や市民のことについて、別荘所有者の方たちについてのことをきちんと考えて説明してくださいよ。

逆でしょ、手続きが。

何もかも環境影響評価の問題点や保全策も全部検討尽くしていますか。

してないでしょ。配慮ポイントについても、何度も何度も確認しましたか。

確認していたら大泉下井出のようなことは起きない。タカイドの、上の原の住宅のようなことは起きません。

（司会）北杜市

ポイントをまとめていただくようにお願いいたします。

（質問）参加者

聞かれるから、皆さんに聞かれるから困っているのでしょ。

そういうことですよ、それについてきちんと、説明してください。そしてお二人の県庁の職員…、意見反映について、説明してください。

（司会）北杜市

県から、先ほどのものについて説明をいたしますので…。

（回答）山梨県

県から、環境アセスに関する説明をさせていただきす。

まず、原案の作成時におきまして、環境影響評価、先ほどの 4 番の手続きの流れにあります調査・予測・評価で実施しているところでございます。

その措置を検討したのかというご指摘であると認識しております。

まず、この現地調査の結果、貴重な動植物、また、景観などの自然的条件、また、集落等の土地利用状況、そういったものを考慮されているものと認識しております。

それを考慮した上で、国交省からルートの素案が来ていると認識しております。

また、今後、赤く囲ってあります準備書というところなのですが、詳細なルートを基に調査、予測、評価しました結果につきましては、この準備書でお示しさせていただく形になっております。

この手続きは、私どもこの原案の時ではなく、都市計画の案の段階で、準備書と一緒に手続きを行うという基準となっておりまして、この段階で、この環境影響評価の準備書でそれぞれどんな調査をし、その調査に対して、どんな対応をするのか、といったものをお示しさせていただくこととなっております。

以上です。

（回答）甲府河川国道事務所

先ほど、県から話しがあったとおり、県の方にも、当方が渡したルートについて確認しているというところで、私どもにつきましては、当然、今、県の依頼を受けて環境影響評価において調査を実施していると、そういったものについても配慮しております。

当然コントロールポイントの設定であったりとか、そういったところも配慮しております。安全性であったり、走行性、構造上の問題もございますので、そういったところも配慮しております。総合的な判断をして、ルートとして送付しております。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

他に、その他である方、お願いをいたします。

（質問）参加者

大泉町下井出の（氏名）と申します。

2点ほどお聞きしたくて、今まで、私、お家（うち）がかかるので、こういった説明会に出させていただいて、今日のお話しとかも聞いていると、27年にこの道路の案があって、道路の案自体は令和1年に、この前の話し合いの時は作ったと言って、お家（うち）を建てたのが令和3年なんですよ。

お家（うち）の住宅メーカーさんにもこうことがあるよっていうことを聞いていたので、家（うち）のところ大丈夫ですかねという話しもして、実際家を作っちゃったんです。

この前の説明会の時に、河川事務所の人たちは、ハウスメーカーにはそういうことをお知らせする義務はないから、知らせてなかったですと言われて、それで、新聞にバンて出されて、もうちょっと早くお家（うち）がかかる人とか、盛土に関わってくる人たちとかには、いつ道路がここ通りますというのを知る機会があったのかなと正直私、もうちょっと早く知っていたら、きっとお家（うち）のこととかもうちょっと考えたかなということもあるので、それがちょっと腑に落ちないというか。

あと、住宅の近くを調査してくださったとのことですが、私別にぽつんと1軒家みたいなところに建てたわけではなくて、周りにお家（うち）があるところに建てているんです。調査したって言っていたら、周りの方からもそういう話し聞けたと思うんですけれど、そういう話しもないですし、前回の21戸もかかるお家（うち）の説明会の時には、実際に調査していないとおっしゃられて、令和2年の時点で。

それで、私のお家（うち）の近くを見に来てくださいと言って、ようやく住宅の周り見に来てくださったのですよね。

でも私の家（うち）の周りって、結構、実家の隣にあるので、お家（うち）が全くない地域ではないですよ。私みたいに令和3年以降で新しいお家（うち）を建ててい

る人もいるんです。

いきなりそれを新聞で、ここ通しますと言われたら、寝耳に水なんだけどって感じになっちゃって、だから、そういう機会が本当になかったのかなというのと、住宅の周りの聞き取り調査をしたって言うんだったら、いつ、どこに、どういう人たちに対してやったのかなというのが知りたいのが１点と。

あと、やっぱり住宅密集地を考慮しているというポイントに入っているのに、では、80m もある盛土をどうして、こんな細い住宅街が密集しているところに通す案にしたのかなって。この前の話し合いの時に、橋梁とかというものもできないですかという要望もあったと思うんです。

でもなんか当たり前にこの考慮ポイントに 80m もある盛土を作りますと言って、案を出されるのも、ちょっとやっぱり納得いかないなというのもありますし、一番最初の冒頭で説明をお願いした住宅地を考慮ポイントにしていて、R（アール）が何とかというもので、下を通す案ができないから北にしましたという説明をされたんですけれど、先ほど説明だと、高根の方の説明で、こちらの説明に全くなってないので、今まで橋梁とか案とか出していて、それは今日の話し合いは出てないですよね。

だから、今日はじめましての顔ぶれの方もいますけれど、その方は多分そういう話し知らないと思うんです。なので、その辺をもうちょっと詳しく説明してほしかったです。

（回答）山梨県

今、ご質問いただきました平成 27 年の対応方針の決定で、1㎞帯に決まったという説明をさせていただいております。この今、図面を見ていただきまして、青い、横に線を引いてあります、これが 1㎞ルート帯でございます。

これは 27 年の段階で、皆様方にお示しさせてもらったところでございます。

それを実際今、真ん中に、茶色や緑色で表示させていただいていますルートに絞って、これが都市計画の原案の元となります国交省で作成しました素案でございます。それが出たタイミングは、昨年の 7 月に国交省から山梨県が受理したものでございます。

（質問）参加者

1㎞帯というのが出されたと言っているんですけれど、実際どういう状態で皆さんにお知らせしたのですか。

実際にこの1㎞ルート帯にかかる人に、かかりますよとちゃんとお知らせしたのか、ただホームページに載せて、はい、見てくださいだと、全然ニュアンスが違うと思うんですよね。

だから、そこも知りたいんですよ。もし、これがほんとにかかる人たちに、わかる形で周知していたら、私、実家の横に家を建てているので、実家が知っているはずなんですよ、絶対。なのに、知らないというのは、そもそもおかしいではないですか。

1㎞ルート帯にかかる人のお家（うち）には、ちゃんとインターネット見られない人だっているし、ちゃんとそういうのをお知らせするのが筋ではないですか。

どういう形で皆さんにわかるように周知したのか、まず、その方法を教えてください。

（発言）参加者

周知なんかしてないだろ。

（発言）参加者

突然新聞報道で私たちも知ったのよ。

説明何もないですよ。

（発言）参加者

みんな新聞で見て初めて知った人ばっかりだよ。

どうして周知したと言うの。おかしいでしょ。

なんで答えられないんだよ。

（質問）参加者

住宅メーカーにもちゃんと確認とってもらっていますよ。

だけど、このあいだの説明では、河川事務所は住宅メーカーに教える筋合いはないみたいな言い方をされていました。
では、住んでいる人たちはどうやって知ればいいのですか。

（発言）参加者
8月4日の時も同じ質問しているからね。
それが今日、答えられないのは何で。
おかしいではないか。

（発言）参加者
1件や2件ではないよ。
他の人もあるよ。知らなかったというの。

（質問）参加者
教える義務がないと言っても、住んでいる人には教えてほしかったです。
それをただインターネットに載せたってだけでは、納得できないです。

（発言）参加者
何で、今、説明できないの、困っちゃうの。おかしいでしょ。
誰も知らなくて、新聞で知ったというのは、みんなここに来ている人、そうなんだから。
それを前から周知している、周知しているって、何で周知しているんだ、では、どうやって、僕たち知らないのに。おかしいでしょ。

（回答）甲府河川国道事務所
1㎞ルート帯につきましては、対応方針を最終的に決定しています。

（発言）参加者

もう一回、聞こえない。マスクとって。

（回答）甲府河川国道事務所

計画段階評価につきましては、最終的に対応方針の決定というところで…、

（発言）参加者

（甲府河川国道事務所職員氏名）さん、その時着任してないでしょ。私たちが実際の住民だよ。

寝耳に水ですよ。

（回答）甲府河川国道事務所

はい、新聞等で広報させていただいたというところです。

（発言）参加者

新聞で広報なんてひどいな。

（発言）参加者

いつもそうだよね。

（質問）参加者

いつの新聞ですか。10 月の新聞なんて言わないでくださいよ。

（発言）参加者

出たの 10 月ですよ。

（質問）参加者

もっと前に決まっていたんだったら、1㎞ルート帯の人たちに、直接話すべきでは

ないですか。

（発言）参加者
そうです。

（質問）参加者
それを知っていたら家を建てなかった人だっていると思いますよ。
いつお知らせしたのですか。

（回答）山梨県
はい、山梨県から回答させていただきます。
この実際には、原案としてお示しさせてもらっているルートに関しましては、山梨県が国交省から受理したのは昨年の 7 月でございます。その 7 月の段階から原案にとりまとめるまでには、10 月まで時間を要しまして、昨年の 10 月にはじめて、まずは、甲斐市、韮崎市、北杜市の順番で、原案の説明会をさせていただきました。

（発言）参加者
どこで？。

（回答）山梨県
北杜市では、高根の体育館、あとホールでやらせていただいております。

（発言）参加者
周知しました？

（回答）山梨県
原案の説明会でございます…。

（発言）参加者

聞こえない。（発言多数。）

（回答）山梨県

原案の説明会の周知の方法は、市の広報、ホームページ、あと地域指定郵便、こちらの方を用いさせていただきました。

（発言）参加者

指定郵便は来ないよ。

（発言）参加者

1㎞ルート帯の人、全員に送ったらどうなの。

（回答）山梨県

今、私が説明させてもらったのは、原案の説明会におきます話しでございます…。

（質問）参加者

私が質問したのは、1㎞ルート帯が決まった時点で、どうして1㎞ルート帯の人にお知らせしてないのですかという、原案が決まったからお知らせするのでは遅いではないですか。

なんでそんな後手後手の対応しといて、開き直るような感じで、私たちに説明をしたと言うのですか。

（回答）山梨県

1㎞ルート帯に関しましては、国の方から、まず記者発表があって、それで、今、先ほど国交省から説明があったとおり、新聞で提供して…。

（質問）参加者

いつの新聞ですか。

1㎞ルート帯の説明をしたのは、いつの新聞なのですか。

（発言）参加者

何年何月の新聞ですか。

（質問）参加者

原案の発表があった新聞ではなくて、1㎞ルート帯がわかっていた時点で、わかっていた人たちはそれなりに考える人もいたと思いますよ。

1㎞ルート帯が決まったのは、去年の新聞の発表よりもっと前ですよね。

おっしゃっていましたよね。

では、その1㎞ルート帯にかかる人たちは、どうして新聞の発表で、原案が出てから知るのですか。それともその1㎞ルート帯の人たちには、そういうことはを知らせてはいけないというルールがあるのですか。

（発言）参加者

それは、国の言うことを黙って聞けということ？、住民に。

（発言）参加者

それで、決まったルートこれだから、もうこちらの意見吸い上げない、おかしいよ、話しが。

（発言）参加者

何度も言っているよね。ルート変更について考えてくださいと。

（発言）参加者

聞く気なんてないでしょ。だったらこんな説明会なんかいらないという話しになる

のでは。

（回答）北杜市

はい、すいません。

1㎞帯の話しだと思っております。1㎞帯につきましては、平成27年の4月の14日に、計画段階評価が終了し、公表しております。これが山梨県の1㎞ルート帯が決定した時点です。

平成28年の8月には、北杜市内の8地区に設置しました地域委員会だとか、各種団体との意見交換などを行っているというところでございます。

その後、環境影響評価の方の報告書の公告だとか縦覧といったものも令和元年の8月の1日にお示しをしているところでございます。

（質問）参加者

今、すごくきれいごと事のよう説明しているけれど、事実は違うでしょ。1㎞帯は私たちは新聞報道で知ったのですよ。

寝耳に水でした。それもたまたま山日新聞を読んでいた人が、読んでいて家（うち）の前を散歩していた人が、（氏名）さん大変だよって言って教えてくれてわかったのですよ。だから、その程度の周知ですよ。

だから、知らされないで、知ってない人は数多くいたと思いますよ。

その後、国交省やそれから山梨県や北杜市が、そのことについてどれだけ尽力されましたか。そういうことですよ。その結果、こういう事態になっているのですよ。

手続きのやり直しではないですか。

こんな正当ではないことを、このまま進めていいのですか。

もう説明は破綻しているのではないですか。

こちらは生活かかっているのですよ。生活権がかかっているのですよ。

財産権もかかっているのよ、家がかかっているのですよ、皆さん。

そのことについて、今まで山梨県はあまり何もしてこなかったでしょ、ほとんど。

記録してありますよ、私くし。

メモしてありますよ。記録してありますよ。

あまりきれいごと言わないで、事実は事実として認めて、きちんと今後、丁寧にやりますと言ってください。

だから家の周りも不動産屋さんが通ったりして、家を売るとか売らないとか話しがありましたよ、その後も。

（司会）北杜市

ありがとうございました。周知に関わるご意見と伺っておきます。

（質問）参加者

ご意見ではないんですよ。

（司会）北杜市

周知でございますけれども…。

（質問）参加者

行政手続き上の問題だから、深刻な問題ですよ。

（司会）北杜市

ご意見として伺っておきます。

（発言）参加者

伺いだけ？

（質問）参加者

ご意見として伺うなんてとても最低の対応ですよ、説明ですよ。

（司会）北杜市

はい、その他に何かありましたら…。申し訳ありません、会場の時間の都合もありまして、最後のお一方ということになりますけれど…。

そちらの方で最後です。

まだ、言われてない方がありますので、そちらの方で最後です。

（質問）参加者

最後で意見というかお話ししたいと思っているんですけれど、私、最近こちらに移住してきたんですね。こういう状況のことをあまり知らなくて、1 月と 3 月と説明会出ていて、それで今日のお話しで、平成 27 年の時に 1㎞帯というのが決まったと。

私、こちらに来て皆さんの話しで、3㎞だとか 1㎞だとかって、何の話しだか全くわからないですけれども、私、こちらに土地を探していた時に、それが去年の 12 月に引っ越して、去年の 10 月に、立ち退きの対象だと言われて、その時にほとんど家が出来ていて、土地を買うときは、その前の年の 10 月ぐらい、9 月ぐらいに、横断自動車道の話しがある、というので、うちのハウスメーカーが、よくわからないですけど、国交省の方に確認に行ったんですね。

そしたら、その時に、地図を持って行って、この地図がここなんですよ。そしたらそちらの対応の方が、お一人出てきて、対応の方が、あっ関係ないから問題ないし、好きな家建てたらいいじゃないかね、鉄筋でも何でも。でも、その話し、それを信じて、多分大丈夫だね、とても環境が良くて、自然も素晴らしくて、目の前は甲斐駒が見えていて、こんなに素晴らしいところない、私、その確認で、こちらに決めて、家を建て始めたんですけれども。

1㎞帯が 27 年に決まっているのに、国交省などの方は、と思うんですけどハウスメーカーが確認に行った時に、大丈夫だからと言っといて、そして、そのあと、家を建てて、ほとんど出来上がった時に、立ち退きだと言ってきて、その後この説明会でこんなに時間がというか、あまりにもひどいなと。山梨県も北杜市もすごいんだなって。地方というか、違うところから来た私としては、びっくりの話しだったんですよね。

別荘の方、こちらに土地を持っていらっしゃる方も無視されて、話しを進めるためだとか、私は、10 月の段階で立ち退きだって言われて、その時はまだ、東京にいたんですけれど、大工さんから立ち退きだって話し出ていて知っているのって、聞きに来ている人がいるよって聞いて、聞いているけれど私関係ないからと、もう一回ハウスメーカーが確認に行ったら、名前言っていいのかな、（甲府河川国道事務所職員氏名）さんが、あっ、まずいなっというみたいな顔をしていたよと、ハウスメーカーが言っていた。そんなこともあって、ひどいなと。

10 月の段階で、こちらに住んでいらっしゃる方は、新聞で初めて知ったんだって、その話しをそのタイミングで聞いたので、私よりもっとひどい思いされていたんだなとそう思ったんですよね。

その後説明会何度も出ていて、3 回、でも 1 回目と 2 回目も、実は今日の説明会も、1 月と 3 月の説明会と、8 月もあったんですけれども、全然変わってないです。山梨の方から今日の説明会の案内書をいただいた時に、説明会の趣旨だとか、内容とか書いてありましたよね。

あれ見たって、1 月とか 3 月とかって、もう聞いている話しだし、今日の資料だって盛土だとか橋梁だとか、別の話しで、ルートのこと私たちいっぱい聞きたいし、やっぱりルートのこと全く入れないで、ルートについてって言っている質問もちょっと無視して、それで、次に進める、時間がないと。

こういう対応の説明会では、ちょっと、とってもびっくりしました。皆さんもそうだと思うけれど、これが私の置かれてしまった今の状況で、今もまさに、お庭を作っている状態なのですけれど、毎日馬鹿バカしくて、立ち退きだって、説明会とかそういうので言われて、こんな、無理しながらなんでここに来ちゃったんだろうなって…すごく悲しい思いで…。

で、先ほども話し出ていますけれど、配慮ポイント、家屋だとか集落、一番前に書いているのに、一番無視されているような気がするし、環境影響評価というもの、そちらの方々はどういうふうに考えているのだろう、環境影響評価ってどういうふうに捉えているんだろう、私たち、環境影響、環境に対する影響、盛土だとか、高速の道路ができちゃったら、どれだけ自然が破壊されるのだろう、先ほど富士山が見られな

くなるとか、私も甲斐駒が見えなくなるどころか、どけって言われているんですよね。そんなにひどいことあるのかなって。

ちゃんとやっぱり最初に、最初の段階に戻して、この道路のことを、きちんと私たち住民にとって、住民にとってあるべき形、良い形、みんなで納得できる形、そういうふうに徹底的に考えて直していただきたいと思っております。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

（回答）山梨県

山梨県から回答させていただきます。環境影響評価、環境アセスとは、ということで、その部分で回答させていただきます。

環境は、大きな影響を及ぼす時点、これを実施する段階で、事業者が実施に先立ちまして、現地を環境調査する中で、事業の実施にあたりまして、周辺の影響、こういったことを見尽くしまして、予測にあたって、住民の皆様方の意見を聞きながら、環境の保全の策を検討するような状況でございます。

その結果について、また、事業に反映させていく、という一連の流れが環境影響評価でございます。

今の段階では、まだ、方法書、先ほど手続きの流れの中で見ていただいたのですが、どのように調査をするだとか、そういったものまでしか、まだ皆さんにお示ししておりません。

今後、準備書の段階で、実際に現地を調査させていただいておりますので、その調査に対しまして、この道路を整備することによって周辺の影響、その影響に対して、どのように対応するのか、そういったものをお示ししたものが準備書なのですが、今後、皆様方にお示しさせていただく、という状況でございます。

環境に関しましては、私の方から説明させていただきました。

（発言）参加者

意見を聞きながらって言うんですけれど、今後どうしますか。

意見をどういうふうに聞くのですか。

聞いてないのではないですか。

どうして反映するのですか。

（回答）甲府河川国道事務所

集落について、お話しがあったと思います。

ルートにつきましては、当然集落、先ほど言ったコントロールポイント、工業団地とか、そのような様々なコントロールポイントについて配慮しながら、安全性、走行性であったり、道路構造、地形やそういったものを総合的に判断した上でルートとしてます。

資料については全ての家屋を示したものではなく、世帯が多く集まるようなところを目安として、なるべく影響のないようにというところで考えております。

（発言）参加者

影響あるではないか。

（司会）北杜市

はい、ありがとうございました。

（回答）山梨県

資料の 11 ページをお願いします。環境影響評価の手続きについて、補足の説明させていただきます。

この準備書の、皆様方にお示しさせていただいた状況におきましては、準備書に関しまして、説明会をさせていただきます。この説明会で意見書を頂戴し、環境影響評価におきましても公聴会を開催させていただく手続きとなります。

この準備書におきまして、方法書の時もそうだったのですが、説明会をさせていただ

いて、公聴会の方を開催させていただく形をとっております。
　この準備書におきまして、手続きとしましては、こちらの方では表示してなくて申し訳ないのですが、そういった説明会を行い、また、都市計画と同じような公聴会を、この環境影響評価の時においても行う手続きとなっております。
以上です。

（司会）北杜市
　はい、ありがとうございます。
申し訳ありませんが、9時半をだいぶ経過をしてしまいました。
会場の都合もございまして、先ほど質疑の方を最後の方ということでお願いをしたということでございます。
　今、この説明会の内容につきましては、本日の内容については、冒頭にもありましたけれども、ホームページ等で公表を予定をしております。
また、周知の不足みたいなものも、指摘もございました。今後、手続きの進捗に合わせる形になるかと思いますけれども、山梨県において説明コーナーも考えていくということでございますので、参考にしていただきたいと思います。
　申し訳ありませんけれど、これを持ちまして、中部横断自動車道長坂八千穂間道路事業範囲に係る地区の説明会を終了させていただきます。
本日はありがとうございました。

（発言）参加者
　意見の反映はどうするのですか、意見の反映。意見の反映について言ってください。
　意見の反映はどのようにしますか。言ってください。

（司会）北杜市
　申し訳ありません、会場の都合もございますので、ありがとうございました。